

令和8年度河道内公募型掘削事業募集要領

1 趣旨

本要領は、岡山県河道内公募型掘削事業要綱（令和元年8月29日制定。以下「要綱」という。）に基づき、河川工事の代行掘削を条件に河川砂利等の採取を希望する者を公募し、採取許可等を与えようとする者（以下「採取許可予定者」という。）を決定することに関し、必要な事項を定めるものである。

2 資格

河川砂利等の採取を希望することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の岡山県知事登録を受けていること又は岡山県知事登録を受ける見込みであること。
- (2) 砂利等採取許可準則第7第1号に該当しないこと。
- (3) 採取現場に現場代理人を専任で配置（常駐）できること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立がなされていないこと。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）
- (6) 岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (7) 7（1）及び8（1）で定める応募書類の提出期限前2年以内に、河川法、砂利採取法、建設業法又は採石法に係る違反がないこと。

3 河川砂利等の採取許可等に当たって付される主要な条件

- (1) 河川工事により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくほか、建設廃棄物処理指針及び建設副産物適正処理推進要綱に準拠し、採取許可予定者の費用において適正に処理すること。
- (2) 河川工事により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に準拠し、採取許可予定者の費用において適正に分別・再資源化を行うこと。
- (3) 平水位以下の採取は禁止する。
- (4) 粒径が300ミリメートルを超える転石については、採取を認めない。
- (5) 日曜日、祝日及び平日日没後の作業は禁止する。
- (6) 出水期（吉井川水系、旭川水系：6月15日～10月15日、高梁川水系：6月16日～10月20日、2級水系：6月15日～10月20日）の作業は禁止する。
- (7) 河川工事の代行掘削の施行及び河川砂利等の採取により他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、採取許可予定者の責任において解決すること。
- (8) 掘削開始後、自然災害等により、掘削現場に予期することのできない特別の状況が生じた場合は、その旨を県民局建設部（地域）工務課に協議し、その指示に従うこと。

4 スケジュール

- (1) 募集期間 : 令和8年8月26日（水）から10月9日（金）まで
- (2) 選定結果の通知 : 募集期間終了後
- (3) 河川法等の申請 : 選定結果通知後、速やかに提出すること。
- (4) 許可書等の発行 : 申請書受付後、60日以内
- (5) 採取期間 : 許可書発行後から1年間（ただし、採取期間最終日が令和10年3月31日（金）以降になる場合は令和10年3月31日（金）までとする）

5 公募箇所 ※別添図面のとおり

	河川	箇所	面積	数量	主な砂利の質
①	(一)大藤川	備前市吉永町都留岐	約2,000㎡	約1,000㎥	礫質土
②	(一)新本川	総社市新本	約1,000㎡	約1,000㎥	玉石、礫、礫質土
③	(一)成羽川	高梁市成羽町成羽	約1,000㎡	約500㎥	玉石交じり土
④	(一)吉井川	津山市中島	約20,000㎡	約10,000㎥	砂質土、玉石交じり土
⑤	(一)旭川	真庭市蒜山西茅部	約6,000㎡	約3,000㎥	砂質土、玉石
⑥	(一)大原川	美作市北原	約500㎡	約800㎥	玉砂利、玉石交じり土

6 提出先及び問い合わせ先

	河川	応募に関すること			河川法・砂利採取法の申請・許認可に関すること
		提出先	問い合わせ先		提出先 問い合わせ先
			応募手続	現地状況	
①	(一)大藤川 (備前市吉永町都留岐)	土木部河川課水政班 住所：岡山市北区 内山下2-4-6 電話：086-226-7478 FAX：086-223-2705 メールアドレス： kasen@pref.okayama.lg.jp	備前県民局建設部東備地域管理課 住所：和気郡和気町和気487-2 電話：0869-92-5170		
②	(一)新本川 (総社市新本)		備中県民局建設部管理課 住所：倉敷市羽島1083 電話：086-434-7080		
③	(一)成羽川 (高梁市成羽町成羽)		備中県民局建設部 高梁地域工務課 住所：高梁市落合町 近似286-1 電話：0866-21-2859	備中県民局建設部 高梁地域管理課 住所：同左 電話：0866-21-2854	
④	(一)吉井川 (津山市中島)		美作県民局建設部 工務第一課 住所：津山市山下 53 電話：0868-23-1478	美作県民局建設部 管理課 住所：同左 電話：0868-23-1437	
⑤	(一)旭川 (真庭市蒜山西茅部)		美作県民局建設部 真庭地域工務課 住所：真庭市勝山 591 電話：0867-44-7572	美作県民局建設部 真庭地域管理課 住所：同左 電話：0867-44-3116	
⑥	(一)大原川 (美作市北原)		美作県民局建設部 勝英地域工務課 住所：美作市入田 291-2 電話：0868-73-4064	美作県民局建設部 勝英地域管理課 住所：同左 電話：0868-73-4061	

7 選定箇所での採取

(1) 応募手続

5で定める公募箇所（以下「選定箇所」という。）での河川砂利等の採取を希望する者は、「選定箇所の砂利等採取申出書」（様式1）を岡山県土木部河川課水政班に

持参・郵送・FAX・メールのいずれかにより提出すること。

(2) 採取許可予定者を決定するための基準

選定箇所の採取許可予定者は、「選定箇所の砂利等採取申出書」の内容を審査し、次の項目について総合的に公益性等の程度を判断した上で決定するものとし、公益性等の程度が甲乙つけがたい場合は、くじによる抽選により決定するものとする。

なお、選定箇所の掘削可能量等を勘案し、複数人決定することもある。

(ア) 2で定める資格要件

(イ) 採取する砂利等の数量

(ウ) 採取した砂利等のうち、コンクリート用骨材、土木資材及び建築資材その他として有用な砂利の処理

(エ) 砂利等の採取・運搬・洗浄選別の方法（工程を含む。）及び不要残土等の処分方法

(オ) 採取した砂利等の使用方法（自家消費又は他者への有償供給の別）

8 選定箇所以外での採取

(1) 応募手続

選定箇所以外での河川砂利等の採取を希望する者は、「選定箇所以外の砂利等採取申出書」（様式2）を岡山県土木部河川課水政班に持参・郵送・FAX・メールのいずれかにより提出すること。

(2) 採取許可予定者を決定するための基準

選定箇所以外での採取許可予定者は、「選定箇所以外の砂利等採取申出書」の内容を審査し、7（2）で定める項目に加えて、次の項目について総合的に公益性等の程度を判断した上で決定するものとし、公益性等の程度が甲乙つけがたい場合は、くじによる抽選により決定するものとする。

なお、当該箇所の掘削可能量等を勘案し、複数人決定することもある。

(ア) 採取希望箇所の砂利等の堆積状況

(イ) 砂利採取法第19条に定める基準

(ウ) 採取希望箇所からの搬出経路の状況

9 要綱及び本要領に対する質問

(1) 質問書の提出期間は、令和8年8月27日（木）から9月30日（水）までとする。

(2) 質問書の提出場所は、次のとおりとする。

・岡山県土木部河川課

・県民局建設部（地域）管理課

(3) 質問書の提出は、提出場所へ持参又は郵送で行うものとする。

(4) 質問書に対する回答は、受け付け次第遅滞なく書面により質問者に行うものとする。

(5) 質問書に対する回答書は、次の場所で閲覧に供するものとし、閲覧の期間は、質問受理後5日以内に開始し、採取希望申込書の提出期限の前日に終了するものとする。

・岡山県土木部河川課

・県民局建設部（地域）管理課

10 提出された砂利等採取申出書等に対するヒアリング

提出された「選定箇所の砂利等採取申出書」又は「選定箇所以外の砂利等採取申出書」（以下「砂利等採取申出書」という。）について不明な点が生じた場合には、必要に応じ岡山県土木部河川課又は県民局建設部（地域）管理課によるヒアリングを実施する。

11 採取許可予定者の決定及び通知

(1) 岡山県知事は、応募者に対し、河川砂利の採取許可予定者の決定結果を様式3又は4により通知するとともに、採取許可予定者には、通知の際に完了届（様式5）、ア

ンケートを同封する。

なお、選定箇所以外での採取を希望する場合、希望箇所での採取が河川工事の代行掘削となるか、河川へ影響を及ぼすか等を詳細に調査する必要があるため、決定結果の通知まで時間を要するので注意すること。

- (2) 岡山県知事は、砂利等採取申出書の内容に虚偽又は不正があると認めるときは(1)の決定を取り消すことがある。

12 採取許可状況等の公表

河川砂利の採取許可予定者決定後、採取許可状況等は、県民局建設部（地域）管理課で随時閲覧に供するものとする。

13 河川砂利等の採取許可等の申請手続

- (1) 採取許可予定者として通知を受けた者は、岡山県知事に対し、河川法第 20 条の規定に基づく承認、同法第 25 条の規定に基づく許可及び砂利採取法第 16 条の規定に基づく認可の申請手続を速やかに行うこと。
- (2) (1)に係る申請書は、6 の提出先に郵送・持参のいずれかにより提出すること。
- (3) (1)により、河川法第 25 条に基づく許可を受けた者は、岡山県河川流水占用料等徴収条例第 2 条の規定に基づく土石採取料を免除する。
- (4) (1)に係る許可等を受け採取を行った者は、掘削終了後は速やかに完了届（様式 5）及びアンケートを提出すること。

14 その他

- (1) 選定箇所での試掘を希望する者は、6 の現地状況問い合わせ先の県民局建設部（地域）工務課の立ち会いの下、自らの費用で行うことができる。
- (2) 河川砂利等の採取を希望する者が自ら採取した砂利等の洗浄選別等を別の企業又は団体に下請けさせる場合には、当該企業又は団体においても、砂利採取法第 3 条に規定する砂利採取業者の登録及び同法第 16 条に規定する砂利採取計画の認可が必要となるので留意すること。
- (3) 砂利等採取申出書及び採取許可等の申請書の作成及び提出に要する費用は申請者の負担とする。
- (4) 提出された砂利等採取申出書は返却しない。
- (5) 提出期限より後の砂利等採取申出書の提出及び訂正等は認めない。（ただし、岡山県の指示による訂正等についてはこの限りでない。）
- (6) 選定箇所以外での採取希望があった場合において、当該希望箇所における砂利等の堆積状況や採取を行った場合の河川への影響等を勘案して、採取許可予定者に決定しないことがあるので、承諾の上で応募すること。
- (7) 掘削開始後、自然災害等により、掘削現場に予期することのできない特別の状況が生じた場合は、掘削の中止を指示する場合がある。